

日本の「健康」に関する食品表示制度について

～台湾は2022年7月より一般食品の商品名に「健康」の表示が禁止に～

少し前になりますが、今年8月に興味深いニュースが台湾にて発表されました。台湾衛生福利部食品薬物管理署(Taiwan Food and Drug Administration: TFDA)の発表によると、「一般食品の商品名に「健康」と表示することは禁止」されることになるようです。施行は2022年7月1日からです。以下に発表の本文を引用します。

TFDAは、消費者が「健康」という強調表示をされた食品について、消費者に商品がより健康的なイメージを誤解することを防ぐために、「食品および関連商品において、誤解または医薬品的効能効果を標ぼうするなど事実でない、または誇張される広告表示の認定基準」の第4および第6の規定を修正すると発表しました。

修正後、検査および登録され、または免許を取得した健康食品を除いて、消費者に一般食品と誤解されることを避けるために、商品名の一部としても「健康」という言葉を使用してはならないことを規定しています。

TFDAは、この規制が2022年7月1日以降製造される製品分から有効になるため、今後上記規定を満たしていないと判断した場合は、食品安全衛生管理法第28条および同条に違反するとみなし、第45条の法令より台湾ドル4万から400万の罰金を科します。同法の第52条によって、包装食品は期限内に回収および修正されるものとします。

出典：台湾衛生福利部食品薬物管理署(TFDA) (日本語訳は弊社による)

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=4&id=t599692>

台湾には「健康食品管理制度」があり、TFDAの認可(個別審査または規格基準審査)を受けた食品を「健康食品※」と呼びます。ちょうど、日本の「トクホ(特定保健用食品)」にあたるかと考えると分かりやすいと思います。(※ただし日本ではトクホなどの保健機能食品ではない健康食品を「いわゆる健康食品」と呼びます。)

そして台湾における一般食品とは、「(TFDAに)健康食品として認可を得たものではない食品」を指します。つまり今回の発表を日本に当てはめてイメージするとすれば、「トクホなど保健機能食品ではない食品の商品名の一部に「健康」と表示してはならない」ということになるでしょう。

日本では、食品に単に「健康」と表示することへの規制は現時点ではありません。ただし保健機能食品以外の一般食品には、「保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語」を表示することが禁止されています。つまり日本では、一般食品の商品名に「保健」や「機能」などの用語を使用することができないようになっていきます。

分かりやすくするために、日本の「健康」に関する表示制度について、「保健機能」と「栄養成分の強調」に関する表示基準を整理※してみました。(※食品表示基準を対象とします。実際に「健康」に関する表示をする際には、景品表示法や健康増進法等の規則にも注意が必要です。)

◆日本の「保健機能」に関する表示基準について

食品名大分類	食品名中分類	審査等の必要性	表示事項等
保健機能食品	特定保健用食品※1	必要(個別許可型、規格基準型)	許可等を受けた表示(「特定の保健の目的が期待できる旨」)の内容のとおり表示。
	機能性表示食品	必要(届出型)	消費者庁長官に届け出た内容(「科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性」)を表示。ただし「機能性関与成分以外の成分を強調する用語※2」や「栄養成分の機能を示す用語」等は禁止。
	栄養機能食品	不要(規格基準型)	別表に定められた「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」を表示。ただし「特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語」等は禁止。
一般食品	分類名なし(いわゆる健康食品)	不要	「保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語」等は禁止。

※1. 別制度である「特別用途食品」(病者用食品等)の一部に位置づけられます。

※2. 以下の「栄養成分の補給ができる旨」「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の表示をする場合を除く。そのため「糖質」など以下に設定のない成分を強調する用語は不可。

◆日本の栄養成分の強調に関する表示基準について(審査等は不要。表示値設定の根拠資料の保管が必要。)

表示事項	規定の分類	表示事項	規定の分類
栄養成分の補給ができる旨	高い旨(例:「高○○」「○○豊富」等) 含む旨(例:「○○源」「○○含有」等) 強化された旨(例:「○○30%アップ」等)	糖類を添加していない旨	- (例:「糖類無添加」「砂糖不使用」等) ただし「ノンシュガー」「シュガーレス」のような表示は、「含まない旨」の規定が適用される。
栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	含まない旨(例:「無○○」「○○ゼロ」等) 低い旨(例:「低○○」「○○ひかえめ」等) 低減された旨(例:「○○30%カット」等)	ナトリウム塩を添加していない旨	- (例:「食塩無添加」「食塩不使用」等)

日本では、上記のように審査や届け出を必要としない一般食品であっても基準を満たす場合、「栄養成分の機能」もしくは「栄養成分の強調」を表示することは可能です。しかしながら、日本での許可や届出の有無に関わらず、こうした商品を台湾に輸出する際には、台湾での許可を得ない限りは、商品名の一部に「健康」といった用語は表示できないということになります。

日本から海外に食品を輸出する際も、また反対に海外から日本に食品を輸入する際にも、その食品に「健康」や「栄養」などの強調表示がある場合には、こうした関連規則の有無を事前に確認することが大切です。また「健康」に関する表示もさらに広義に見れば、「オーガニック(有機)」や「グルテンフリー※」、「無添加」などの表示についても各国に規則や基準があることが分かります。(※日本にはノングルテン米粉を除き基準値の設定はなく、現時点でグルテンフリーに関する公式な表示基準はありません。)

こうした規則を確認する際には、可能な表示例や対象成分(ビタミンやミネラル等)だけでなく、「表示禁止事項(例:ただし「○○」とは表示できない等)」についてもあわせて確認されるとよいでしょう。

今回は台湾のニュースを取り上げましたが、こうした傾向は他国でも起こり得ると思われる。健康に関する表示をした食品を取り扱われる方は、この機会に様々な国の動向を見ておかれるとよいのではと思います。

(川合)

参照：食品表示基準

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_201009_4.pdf

食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_20201001_02.pdf

ラベルバンク新聞

発行所

株式会社ラベルバンク

大阪市淀川区西中島5-12-8

新大阪ローズビル6F

TEL: 06-6838-7090

FAX: 06-6838-7091

<https://ssl.label-bank.co.jp/customer@label-bank.co.jp>

第142号



ミニコラム

日本における食品添加物リストと食薬区分リストの取り扱いについて

この弊社では、化学品に関する各国向け法規対応のコンサルティングを行っておられる中国の法人、Reach24 グループ様の主催にて Web セミナーを実施致しました。

頂いたテーマは、「日本における食品原材料並びに食品添加物に関する法的基準について」(原題: Regulatory Requirements of Food Ingredients/Additives Used in Japan) となっておりますが、本コラムのタイトルに関するお話を中心にさせて頂きました。

その際に聴講者の方々に頂いたご質問があるのですが、これらの中には海外の方々に日本の添加物制度について説明をする際に頂く質問と重複するものが数多くありますので、そのいくつかをこちらに簡単にまとめてみたいと思います。

ちなみに、Web セミナー自体の内容は以下の通りとなっております。

Part 1: 食品添加物の使用基準について

(原題: Standards of use for additives)

Part 2: 医薬品的効果効能を有する食品原材料の使用について

(原題: Use of ingredients having medicinal effects/functions)

Part 3: 新規食品添加物の申請手続きについて

(原題: Application procedure for new food additives)

Part 4: 新規添加物の使用に関する最新情報

(原題: Updates regarding standards of use for additives (or newly accepted ones))

Part 5: 輸入食品における食品添加物の使用基準違反事例について

(原題: Example of violation cases concerning the standards of use of additives in imported food products)

詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.reach24h.com/en/events/webinar/regulatory-requirements-of-food-ingredients-additives-used-in-japan.html>

まずは、食品添加物リストと、食薬区分リストについてです。

- 食品添加物のポジティブリストについて、申請に基づき使用が許可された添加物がリスト化されている「指定添加物リスト」と、永年の使用実績に基づき使用が認められている添加物がリスト化されている「既存添加物名簿」があること。

一方、それ以外に、動植物由来の香料の基原物質や、一般に飲食に供されているもので添加物として使用されるものについても、それぞれ「天然香料基原物質リスト」「一般飲食物添加物リスト」とリスト化されていること。

(ここで日本以外の国々では「食品扱い」となっていることが多い「香料」について、日本では「食品添加物扱い」になること)

- 食品原材料について、日本では、医薬品的効果効能を有するもの以外は使用基準がないが、医薬品的効果効能を有する食品原材料については食薬区分リストがあること。

こうしたテーマについては、日本から海外へ輸出する場合にもよく似たケースがあるのですが、やはり「リストにないものの使用」について問われることが多いと感じています。例えば海外の方々からの関心としては、以下のような内容が挙げられます。

- ・天然香料について、基原物質としてリストアップされていない動植物由来の香料は使用可能か？
- ・一般飲食物添加物に収載以外の食品を添加物として使用する場合は、届出は必要か？
- ・サプリメントの原材料は、食薬区分リストに収載のもののみ使用可能か？
- ・novel food (新規食品) に関する規制の開発や傾向は日本ではどの様なものか？

novel food (新規食品) については、食経験のない食品に対する規制がある EU とは異なり、同様の規制は現在存在していないというのが日本の状況です。そのため、食薬区分リストに記載のない食品原材料の使用や、リストに記載されていない動植物由来の香料や一般飲食物の添加物としての使用については、確かに分かりにくいと思われることもあると思います。

ポイントを整理すると、「リストに記載されている医薬品的効果効能を有するもの以外の食品の使用は差支えないこと」、「天然香料と一般飲食物添加物については、リストに記載されているものは一例であり、それ以外のものも添加物としての使用は可能であること」となると思います。

その「一例」として、どのような食品や基原となる動植物が、食薬区分リストや「天然香料基原物質リスト」、「一般飲食物添加物リスト」には収載されているのかについて、日本への食品の輸出を検討される方は、一度ご確認しておくことが必要かと思えます。

(亀山)

Web セミナーのお知らせ 11月

正しい食品表示と規格書作成の大切なポイント

残席わずか

※新聞お届け時には満席になっている可能性がございますが、ご容赦ください。

- ◆日 時: 2020年11月19日(木) 15:15~16:00
- ◆主 催: 株式会社インフォーマート様
- ◆講演者: 渡邊 桂 (株式会社ラベルバンク)
- ◆参加費: 無料
- ◆定員: 100名 (定員に達し次第、終了)

https://www.infomart.co.jp/kikaku/seminar/202007_labelbank.asp

◆内容:

- 1) 食品表示作成に必要な情報を確認する
- 2) 食品表示基準等との適合性をチェックする
- 3) その他注意点

- ・実際の食品表示において必要となる表示事項等
- ・商品情報欄に「強調表示」が含まれる場合の確認事項等



今月の「お気に入り」言葉

養兵千日，用在一時

(長く養った兵を一時に使う)

いざという時に役に立つように日ごろからじっくり準備を整えておく。

(台湾のことわざ)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp